

国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設
運營業務受託事業者
公募要領

本運營業務を受託する事業者を募集する。

1. 業務委託内容及び条件等

【別紙1】運營業務仕様書のとおり

2. 応募資格

【別紙1】運營業務仕様書記載事項を実施できる能力と実績を有し安定した業務運営が可能な事業者であって、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和2年度に関東・甲信越地域の「物品販売」及び「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争参加資格については、平成30年11月26日付け号外政府調達第222号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 平成30年4月1日から応募日まで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。

(5) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ. 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ. 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ. 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に

利用するなどしている者

- キ. 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体
(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けていないこと。

3. 応募申請書の提出等

(1) 申請書類

ア. **【別紙 2】** 国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設運営業務受託審査申請書

イ. 企画提案書（様式は任意 A 4 用紙で 20 ページ以内）

- ① 食堂の運営（食事・メニューの計画、食事環境・衛生環境の計画、人員配置等の計画）
- ② 購買の運営（商品・サービスの計画、人員配置等の計画）
- ③ ギャラリー・集会室等を活用した展示・イベント事業の企画・運営（事業内容の計画、人員配置等の計画）
- ④ 情報発信・情報交換事業の企画・運営（事業内容の計画、人員配置等の計画）
- ⑤ 維持管理（実施計画）
- ⑥ 危機管理（実施計画）
- ⑦ 会社等としてのワーク・ライフ・バランスへ取り組み

ウ. 業務受託金額の見積書（内訳記載）

エ. 会社等の概要（パンフレット等、設立年・本社・資本金・売上高・店舗数などが分かる資料）

オ. 会社等の登記簿謄本（写し）

カ. ワーク・ライフ・バランス等推進企業である場合、それを証明する資料

- ① 以下の認定企業である場合は、「基準適合認定通知書等」の写し等、認定状況が確認できる資料
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定企業」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業」
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定企業」
- ② 常時雇用する労働者の数 300 人以下の一般事業主が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、計画期間の満了していない一般事業主行動計画を策定した場合は、受領印のある「一般事業主行動計画策定届」の写し

キ. 令和 2 年度国の競争参加資格（全省庁統一規格）の資格審査結果通知書（写し）

ク. その他、実績など参考となる資料

(2) 申請方法

ア. 申請書類受付期間

令和 3 年 2 月 22 日（月）から令和 3 年 3 月 5 日（金）17:00 まで（平日のみ）

イ. 提出先

〒110-8714 東京都台東区上野公園 12 番 8 号 東京藝術大学学生課 課外支援係
ウ. 提出方法

① 郵送による場合

指定する期日に必着すること。なお、郵便事情による未着、遅延の責は負わないので注意すること。

② 持参による場合

9:00～17:00 (12:30～13:30 を除く。)

③ 上記紙媒体申請書類の提出とは別に、申請書類の電子データ (PDF ファイル) も併せて、メールアドレス (kagai@ml.geidai.ac.jp)宛てに送信すること。

エ. 必要部数

7 部

オ. 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、今回の目的以外に利用することはない。

4. 選定方法等

(1) 本学に提出された企画提案書について、事業者選定委員会が最適と判断する提案をした事業者を優先交渉権者として決定のうえ、令和3年3月末までに選定結果を通知する。なお、電話などでの問い合わせには応じない。また、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(2) 優先交渉権者との協議を行い、協議が整った場合には業務委託契約書を取り交わすものとする。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点の候補と協議を行う場合がある。

(3) 次の場合には優先交渉権を取り消す。

ア. 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

イ. 正当な理由なくして、契約の手続きに応じなかったとき。

ウ. 資金事情の変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと本学が判断したとき。

エ. 著しく社会的信用を損なうこと等により、委託業者としてふさわしくないと本学が判断したとき。

オ. 上記による優先交渉権の取り消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げることとする。

5. 質問等の受付

質問等は、【別紙3】質問票 (Excel データ) に記入して、令和3年2月26日 (金) までに、メールアドレス (kagai@ml.geidai.ac.jp) 宛てに送信すること。なお、質問の回答については、本学ホームページにて公開回答する予定である。

6. その他

本公募への応募に関する一切の費用 (資料等の作成及び交通費等の経費) は、業者側の負担

とし、本学からは一切の経費負担は行わない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など本学に提出した事項について、認定の取り消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には、速やかに本学に届け出ること。

7. 問い合わせ先

〒110-8714 東京都台東区上野公園 12 番 8 号

東京藝術大学 学生課 課外支援係

電話 050-5525-2068

e-mail kagai@ml.geidai.ac.jp

以上

国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設
運営業務仕様書

国立大学法人東京芸術大学（以下「本学」という。）が、本学取手校地福利施設の食堂、購買、ギャラリー及び集会室等の運営事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、運営業務にかかる仕様を以下のとおり定める。

1. 基本方針

取手校地福利施設は、本学の教育研究活動を促進させるとともに、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的としている。そのためには、福利施設を構成する食堂、購買、ギャラリー、集会室等の機能充実が重要である。

特に、取手校地には、高い専門性、国際性を伴った多彩な活動を広く学内外にアピールすることが求められている。

これらを踏まえ、事業者は本学と協力して、学内関係者が福利施設を交流の場として利用することを促進し、福利施設が地域に開かれた情報発信拠点となるよう取り組み、もって取手校地諸活動の活性化に繋げるものとする。

2. 事業者の基本的責務

- (1) 事業者は、健全な経営により安定した運営を図り、利用者に対して良質で多様なサービスを継続的に提供すること。
- (2) 事業者は、本運営事業に係る権利の全部又は一部を他のものに譲渡し、転貸し、担保に供し、又は事業を委託し、若しくは名義貸し等をしないこと。
- (3) 事業者は、事業実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令のほか、本学の関係規定等に定める事項を遵守すること。
- (4) 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び東京芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員等対応要領（平成 28 年 3 月制定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うこと。
- (5) 事業者は、事業の開始時、終了時又は事業期間中に必要となる関係諸機関等への諸手続きを行うこと。
- (6) 事業者は、事業実施にあたり、本学又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任においてその損害を賠償すること。
- (7) 事業者は、「豊かな自然を生かし、環境に調和したキャンパス」を掲げる本学取手校地の基本方針を尊重し、ごみの削減、省エネルギー等、環境に配慮した運営を行うこと。

- (8) 事業者は、その従業員への教育体制及び管理運営体制（苦情処理、防犯対策等を含む。）を整備すること。

3. 運營業務の概要

(1) 業務名

国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設運營業務

(2) 業務委託期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

(3) 業務実施施設等

ア. 施設名称 国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設

イ. 施設所在地 茨城県取手市小文間 5000 番地

ウ. 施設構造 鉄筋コンクリート造 2階建

エ. 事業者の使用許可するスペース（範囲は【別紙1-1】のとおり）

区分	面積	収容数	備考
厨房等	約 95 m ²	—	厨房、厨房事務室、食品庫、厨房トイレ
ギャラリー	約 63 m ²	—	
2階集会室	約 77 m ²	—	うち 40 m ² まで事務室として使用許可する。

オ. 本学と事業者との共有スペース

区分	面積	収容数	備考
食堂ホール	約 211 m ²	約 110 席	使用は許可された面積の範囲内とすること。

(4) 本学取手校地に通勤・通学する教職員及び学生数

教職員数：70名（事務系非常勤職員含む。令和2年5月1日現在）

学生数：339名（令和2年5月1日現在）

(5) 食堂の運營業務

ア. 食事・メニュー等

- ① 原則としてセルフサービスとすること。
- ② 安全・安心な食材の調達・調理、利用者の健康増進に配慮したメニューの作成及び食事の提供を実施すること。
- ③ 季節や気候に応じ変化をつけたメニューを導入すること。
- ④ 野菜だけのメニューを設定すること。
- ⑤ 多様なニーズ（宗教上の理由・菜食主義等）に対応すること。
- ⑥ 価格を市価より安く設定すること。
- ⑦ メニューは事前に適切な方法・場所により告知・明示すること。また、外国人のニーズが多いメニューの告知・明示には英語を併記すること。
- ⑧ 普通食のほか、来訪者用特別メニュー、イベント用弁当及びオードブルなどの特別な食事提供にも対応可能とすること。
- ⑨ 上記①～⑧に付随する業務を実施すること。

イ. 食事環境・衛生環境

- ① 快適な食事及び談話等ができる良好な環境の維持保全に努めること。
- ② 適切な衛生管理体制の構築とその確実な適用を図ること。

ウ. 人員配置等

事業者は、事業を円滑に実施する上で必要かつ十分な従業員を配置すること。なお、本事業における他事業との兼務は、本業務の実施に支障のない範囲で認める。

エ. 営業日・営業時間

4月～7月・10月～1月（授業期間中）の平日午前11時～午後2時

なお、サービス向上のための営業日の追加、営業時間の延長、授業期間外の営業は妨げないが、事前に本学に届け出し、協議の上決定する。

オ. 休業日

8月～9月・2月～3月、土曜日・日曜日及び祝日（休日を含む）、年末年始（原則として12月29日～1月3日）、その他本学が特に定めた日

カ. 休業日における対応

休業日においても、本学の都合（集中講義、本学のイベント等）により食堂の営業を依頼された場合、又は本学もしくは本学関係団体からの食事提供の申し出があった場合は、可能な限り対応すること。

(6) 購買の運営事業

ア. 商品・サービス

- ① 食品、画材、造形用素材・道具等を取り扱う他、本学からの教材発注に対しても可能な限り対応すること。たばこの販売は認めない。
- ② パーティー等のイベント時における酒類の提供は妨げないが、未成年者飲酒や急性アルコール中毒が発生しないよう万全な対策を講じること。
- ③ 上記①～②に付随する業務を実施すること。

イ. 人員配置等

事業者は、事業を円滑に実施する上で必要かつ十分な従業員を配置すること。なお、本事業における他事業との兼務は、本業務の実施に支障のない範囲で認める。

ウ. 営業日・営業時間

4月～7月・10月～1月（授業期間中）の平日午前11時～午後4時

なお、サービス向上のための営業日の追加、営業時間の延長、授業期間外の営業は妨げないが、事前に本学に届け出し、協議の上決定する。

エ. 休業日

8月～9月・2月～3月、土曜日・日曜日及び祝日（休日を含む）、年末年始（原則として12月29日～1月3日）、その他本学が特に定めた日

(7) ギャラリー・集会室等を活用した展示・イベント事業の企画・運営事業

ア. 事業内容

本学取手校地では、共通工房や各種スタジオを中心に専門的かつ先進的・領域横断的な創作活動を行っており、平成28年度からは大学院新専攻の設置に伴う国際的な共同制作を開始するなど、高度かつ多様な教育研究活動を展開している。これらの成果を発表するため、福利施設の集会室、ギャラリー等を活用して展示・イベントスペースを確保

し、展示作品の募集、イベント企画の立案・運営、広報等を年間5企画以上行うこと。
また、上記に付随する業務を実施すること。

イ. 人員配置等

事業者は、事業を円滑に実施する上で必要かつ十分な従業員（うち1名はアート、デザイン等クリエイティブ関連の基礎知識を有し、展覧会、アートプロジェクト等、アートマネジメント業務経験を有することが望ましい）を配置すること。なお、本事業における他事業との兼務は、本事業に実施に支障のない範囲で認める。

ウ. 実施日・実施時間

4月～7月・10月～1月（授業期間中）の平日午前11時～午後4時

なお、本事業の基本方針に沿う目的のための実施日の追加、実施時間の延長等は妨げないが、事前に本学に届け出し、協議の上決定する。

エ. 休業日

8月～9月・2月～3月、土曜日・日曜日及び祝日（休日を含む）、年末年始（原則として12月29日から1月3日）、その他本学が特に定めた日

(8) 情報発信・情報交換事業の企画・運営事業

ア. 事業内容

本学の教育研究成果を各種企画・媒体により発信するとともに、本学取手校地近隣で活動する卒業生をはじめ、地域の住民や企業・団体を含む様々なステークホルダーと連携して、本学取手校地の諸活動を活性化するための情報交換・交流を促す環境づくり、イベント企画の立案・運営を年間3企画以上行うこと。また、上記に付随する業務を実施すること。

イ. 人員配置等

事業者は、事業を円滑に実施する上で必要かつ十分な従業員（うち1名はアート、デザイン等クリエイティブ関連の基礎知識を有することが望ましい）を配置すること。なお、本事業における他事業との兼務は、本事業の実施に支障のない範囲で認める。

ウ. 実施日、実施時間

4月～7月・10月～1月（授業期間中）の平日午前11時～午後4時

なお、本事業の基本方針に沿う目的のための実施日の追加、実施時間の延長等は妨げないが、事前に本学に届け出し、協議の上決定する。

エ. 休業日

8月～9月・2月～3月、土曜日・日曜日及び祝日（休日を含む）、年末年始（原則として12月29日から1月3日）、その他本学が特に定めた日

4. 維持管理

- (1) 事業者は、使用する施設・設備・物品等に関して、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 事業者は、厨房・厨房事務室・食品庫・厨房トイレ・ギャラリー・2階集会室（使用許可された面積分）を定期的に清掃し、衛生上常に良好な環境に維持すること。
- (3) 事業者は、毎事業終了後、使用場所（食堂ホールのテーブル、椅子、洗面台等を含む。）

を清掃し、衛生上常に良好な環境に維持すること。

- (4) 事業者は、事業実施に伴い発生する廃棄物について、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。
- (5) 事業者は、空気環境及び水質について、関係法令等を遵守し、厳正な維持管理に努めること。

5. 危機管理

- (1) 事業者は、事業実施に際して、防火・防災面に十分留意するとともに、本学の防火・防災活動等に協力すること。
- (2) 事業者は、事業実施に際して、自らの責任と負担で施錠等を確実にを行うなど防犯面に十分留意すること。
- (3) 事業者は、食中毒事故が発生しないように万全な対策を講じること。万一、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、本学及び関係機関へ速やかに報告すること。
- (4) 事業者は、上記事故等に適切に対応するため、自らの責任と負担により保険等に加入するなど万全な対策を講じること。
- (5) 事業者は、インフルエンザ、コロナウイルス等の感染者が社会的に増大し、食堂において拡大防止施策が必要となる事態に備え、事業継続計画（BCP）を策定すること。
- (6) 事業者は、緊急時における適切な連絡体制を確立し、本学に報告すること（変更があった場合も同様とする）。
- (7) 事業者は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難なときは、本学に速やかにその旨を申し出ること。

6. 利用者に対するサービス

- (1) 事業者は、利用者のニーズを把握するとともに、本学と協議するなどして、サービスの質の向上に向けた改善を図ること。
- (2) 事業者は、サービス提供に関する利用者への適切な情報提供を図ること。
- (3) 事業者は、ピーク時における混雑への対応を考慮した従業員教育、混雑緩和のための対策（人員配置、商品陳列、提供速度及び動線の確保・誘導等）を図ること。
- (4) 事業者は、車椅子利用者、松葉杖使用者、視覚障害者、聴覚障害者など身体に障害のある利用者についても、適切に対応できるよう従業員教育や環境の整備等を図ること。
- (5) 事業者は、利用者から寄せられた苦情・要望等に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応結果を速やかに本学に報告すること。

7. 従業員の健康管理

- (1) 事業者は、保健所の指導により、従業員の健康管理に万全を期すこと。
- (2) 事業者は、学内感染防止の観点から、従業員が利用者に二次感染を起こすことのないように、感染の状況を把握するとともに、必要に応じて抗体検査又は予防接種を行うほか、流行性、季節性感染症等に関しても、予防対策を徹底すること。

(3) 事業者は、検査等の健康管理に係る費用を全て負担すること。

8. 施設等の貸付

本学は、事業者による事業実施のために必要な施設、設備及び物品等を事業者に対して、無償で貸し付けることができる。

9. 使用物品

- (1) 事業者は、食堂の運営にあたり、原則として本学から無償で貸与する物品（【別紙1-2「貸与物品一覧」】）を使用すること。
- (2) 事業者は、本学から無償で貸与する物品（【別紙1-2「貸与物品一覧」】）の維持管理について、自らの責任と負担において行うこととし、当該物品に不具合が生じた場合は、速やか本学へ報告すること。
- (3) 事業者は、本学から無償で貸与する物品（【別紙1-2「貸与物品一覧」】）のほかに、事業実施に必要な設備及び物品等がある場合は、自らの負担により用意すること。

10. 売上金

- (1) 運営事業の売上金は、事業者に帰属するものとする。
- (2) 事業者の毎事業年度末時点において剰余金が生じた場合は、その剰余金の処分に際し、本学への還元について、本学及び事業者で協議して決めるものとする。

11. 経費の負担

- (1) 本学の負担
 - ア. 業務委託費
 - イ. 本学の福利厚生上必要な本学から無償で貸与する物品（【別紙1-2「貸与物品一覧」】）の設置費（ただし、滅失の原因が事業者の過失によるものであるときは、事業者が賠償すること。）
 - ウ. 施設・設備及び本学から無償で貸与する物品（【別紙1-2「貸与物品一覧」】）のメンテナンス費、修繕費（ただし、軽微な費用はこの限りではない。また、修繕費用発生の原因が事業者の過失によるものであるときは、事業者の負担とする。）
 - エ. 食堂ホール、集会室のテーブル・イス等の備品
 - オ. 定期清掃費
 - ① 4月～7月・10月～1月（授業期間中）平日の清掃頻度：
ギャラリー・食堂ホール・エントランスホール・2階ホール・2階集会室・階段：
週2回実施
来館者用トイレ：
週5回実施
 - ② 8～9月・1～2月（授業期間外）平日の清掃頻度：
ギャラリー・食堂ホール・エントランスホール・2階ホール・2階集会室・階段：
週1回実施

来館者用トイレ：

週 5 回実施

- カ．運營業務に係る水道光熱費
- キ．グリストラップ及び排気設備の清掃費
- ク．害虫駆除費
- ケ．その他、本学が認めた経費

(2) 事業者の負担

- ア．本学から無償で貸与する物品（【別紙 1 - 2】「貸与物品一覧」）以外で事業者が必要とする設備及び物品等（食器類、厨房及び食堂ホールの消耗品）の購入費
- イ．厨房・厨房事務室・食品庫・厨房トイレ、調理器具、什器等の清掃費
- ウ．事業者が調達する設備及び物品等に係る修繕等維持費
- エ．事業実施に係る食材料費、人件費、保健衛生費、営業に関する経費
- オ．事業実施に伴い発生する廃棄物の処理費
- カ．その他、事業者が負担すべき経費

(3) その他

上記以外について経費が発生し、負担区分について疑義が生じた場合は、本学及び事業者双方が協議の上、負担区分を決定するものとする。

12. 業務委託費

- (1) 本学は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに事業者の請求に基づき業務委託費を半期ごとに支払う。支払時期や額は本学及び事業者で協議して決めるものとする。
- (2) 業務委託費の上限額は年間 2,450,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

13. 事業計画書及び事業報告書の提出

- (1) 事業者は、本学が指定する日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を提出すること。作成にあたっては、本学と調整を図ること。なお、本学が事業者に事業計画の変更を指示するときは、事業者は、正当な理由がない限り、速やかにその指示に従わなくてはならない。
- (2) 事業者は、事業成果、利用実績、特記事項及び連絡事項等を記載した月報を作成し、翌月 10 日までに本学に提出すること。
- (3) 事業者は、毎事業年度終了後 40 日以内に、事業成果、利用実績及び収支決算書を記載した事業報告書を本学に提出すること。
- (4) 本学は、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。

14. その他

- (1) 事業者は、本学からの要請・要望等に対し、誠実かつ適切に対応すること。
- (2) 本学は、本事業に対する評価を把握するため、必要に応じ、アンケート調査等を実施できるものとする。その評価が著しく不評と判断されたときは、本学は、事業者に対し、必

要な改善に関する要求、協議の実施等を行うことができるものとする。

- (3) 本仕様書に拠りがたい特別な事情が生じた場合は、事業者及び本学で対応について協議して定めることができる。

以上

貸与物品一覧

品番	名称	形式		数量	備考
1	食器洗浄機	ホシザキ	JWE-580UB	1	
2	ソイルドテーブル	フジマック	1000*750*850	1	
3	フードウォーマー	北沢産業	KST-1561CE	1	
4	冷凍庫	ホシザキ	HF-120Z3	1	
5	冷凍冷蔵庫	ホシザキ	HRF-90ZT3	1	
6	冷蔵庫	フジマック	FRF1280H	1	
7	恒温高湿庫	ホシザキ	HCR-120CZC3	1	
8	冷凍コールドテーブル	フジマック	FRFT1560CAF	1	
9	ガスレンジ	フジマック	FGRS126022	1	
10	ガスローレンジ	フジマック	900*600*450	1	
11	食器棚	フジマック	FCCS1560	1	
12	食券自動券売機	芝浦	KB155NN2	1	
13	ガス茹で麺機	理研機器開発	CM-1	1	
14	製氷機	ホシザキ	IM-35M-1	1	
15	スチームコンベクションオーブン	ホシザキ	MIC-6SA-G	1	
16	全自動エスプレッソマシン	デロンギ	ECAM44660BH	1	
17	チェストフリーザー	サンデン	SH-500XD	1	
18	エアコン	パナソニック	CS-409 VB2-W	1	
19	ガスフライヤー	フジマック	FGF18NB	1	
20	ガスフライヤー	フジマック	FGF18NB	1	
21	電気包丁まな板殺菌庫(乾燥機能付)	ニチワ	SC-205HD	1	
22	業務用冷蔵庫	ホシザキ	HR-75AT	1	
23	タテ型冷凍ショーケース	ジェーシーエム	JCMCS-388H	2	

国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設
運營業務受託審査申請書

国立大学法人東京芸術大学長 殿

標記審査を受けたいので下記のとおり申請します。

記

企業・団体名及び支店等名

所属部署・役職名 氏名（ふりがな）

所在地 〒

電話番号

FAX 番号

E-mail

国立大学法人東京芸術大学取手校地福利施設 運営業務受託事業者 公募要項 質問票

No	質問日付	質問・要確認事項	回答日付	回答
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				